

# 寄 附 行 為

学校法人 浪工学園

# 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人浪工学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府摂津市三島3丁目5番36号に置く。

# 第 2 章 目的 及び 事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、学校教育を行い、知、徳、体を基本とし、個性豊かな人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 星翔高等学校 全日制課程

機械工学科、電子機械工学科、電気工学科、コミュニケーションシステム工学科、  
普通科、国際科

2 学校の校長は理事会で選任し、理事長が任免する。

# 第 3 章 役員 及び 理事会

(役 員)

第 5 条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事7人以上11人以内

(2) 監事2人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事のうち1人を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

4 役員の選任に当っては各役員についてその親族、その他特別な関係にある者が

1人をこえて含まれることにはならない。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 星翔高等学校長
- (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者2人
- (3) 学識経験者等のうちから理事会において選任した者4人以上8人以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他職員を含む、以下同じ）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の財産の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事会の業務執行の状況について、理事会に出席して意見述べること。
- 4 前項6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### (役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ）の任期は2年（就任当日を起算日とする。）とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

#### (役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

#### (役員解任及び退任)

第10条 役員が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事において、出席理事の4分の3以上の議決及び評議員会の同意により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次に掲げる事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事会)

第11条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が

連名で理事会を招集することができる。

- 9 第7条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 理事会の議事は、法令に特別の規定ある場合及び本寄附行為に特別の規定ある場合を除くほか出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。この場合議長は、理事として議決に加わることはできない。
- 12 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 13 次の各号に掲げる事項についての理事会の議事は、理事総数の3分の2以上が出席し、理事総数の3分の2以上の議決を要するものとする。
  - (1) 予算
  - (2) 事業計画
  - (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項
  - (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
  - (5) 寄附行為の変更
  - (6) 合併又は解散
  - (7) 事業に関する諸規則の制定及び廃棄
  - (8) 公益事業以外の事業に関する事項

(9) その他重要な事項

- 14 第 11 項及び第 13 項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。

(業務の決定の委任)

第 12 条 この法人の業務は理事会で決定する。

- 2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長並びに常務理事の職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌するものとする。

(理事の代表権の制限)

第 14 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 15 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(議事録)

第 16 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びあらかじめ議長が指定した出席理事のうちから互選された理事 2 人以上が記名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意見を議事録に記載しなければならない。
- 4 出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次の理事会にはかり、出席理事により協議しなければならない。

## 第 4 章 評 議 員 会 及 び 評 議 員

(評議員会)

第 17 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、20～25 人の評議員をもって組織し、現に理事である者の数の 2 倍を超える人数以上とする。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 評議員会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる。
- 7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。ただし、第 11 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 8 前項の場合において、評議員会に付議されるべき事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 10 第 11 条第 13 項各号に掲げる事項についての評議員会の議事は評議員総数の 3 分の 2 以上が出席し、出席評議員総数の過半数の議決を要するものとする。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 18 条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項につい



て、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第19条 第11条第13項各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(評議員の選任)

第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において選任された者3～5人
  - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任された者3人
  - (3) 本法人の理事長
  - (4) 理事のうちから選任された者5～8人
  - (5) この法人に関係ある学識経験者のうちから、理事会において選任された者8人
- 2 前項第1号に規定する評議員はこの法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
  - 3 評議員の選任に当っては各評議員についてその親族、その他特別な関係にある者の数が評議員総数の3分の1以上を占めてはならない。

(評議員の任期)

第21条 評議員の任期は、2年(就任当日を起算日とする。)とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残存期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第22条 評議員が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2

以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次に掲げる事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡

## 第 5 章 顧 問

(顧 問)

第 23 条 理事長は、理事会の議決を経て、顧問を推挙することができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じる。
- 3 顧問は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2年（就任当日を起算日とする。）とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資 産)

第 24 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 授業料、入学金及び受験料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 25 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

(基本財産処分の制限)

第 26 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第 27 条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか又は郵便貯金若しくは銀行預金するか又は理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 28 条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、受験料、検定料その他の運用財産をもって支弁する。

- 2 役員は、地位のみに基づいて、給与報酬等を受けてはならない。

(会 計)

第 29 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第 30 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第 31 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入を持って償還する一時の借入金は除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 32 条 この法人の決算及び事業計画は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする

- 2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 学校会計の決算上、剰余金を生じたときはその一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越しするものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 33 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員報酬)

第 34 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 35 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 36 条 この法人の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

## 第 7 章 解散及び合併

(解散)

第 37 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
  - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 大阪府知事の解散命令
- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 38 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において、出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は国又は地方公共団体又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 39 条 この法人が合併しようとするときは、理事会における理事総数の 3 分の 2 の議決を得て大阪府知事の認可を受けなければならない。

## 第 8 章 寄 附 行 為 の 変 更

(寄附行為の変更)

第 40 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、大阪府知事に届け出なければならない。

## 第 9 章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

第 41 条 この法人は、第 33 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、星翔高等学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 43 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は理事会が定める。

(附 則)

1. 昭和 4 7 年 1 0 月 大阪府知事一部変更認可
2. 昭和 5 0 年 4 月 2 5 日 大阪府知事一部変更認可 (理事、評議員数変更)
3. 平成 2 年 1 1 月 2 0 日 大阪府知事一部変更認可 (理事、評議員数変更)
4. 平成 6 年 6 月 1 5 日 大阪府知事一部変更認可 (学園名、設置学校名変更)
5. 平成 1 4 年 8 月 1 6 日 大阪府知事一部変更認可 (評議員数変更)
6. 平成 1 5 年 3 月 3 1 日 大阪府知事一部変更認可 (役員・評議員の任期変更)
7. 平成 1 7 年 1 月 1 2 日 大阪府知事一部変更認可 (役員の補充・解任  
議事録の署名・評議員の選任  
顧問の推挙・解散・合併)
8. 平成 1 7 年 4 月 1 日 大阪府知事一部変更認可 (私立学校法改正による変更)

- 9.平成18年9月29日 大阪府知事一部変更認可（役員の任期変更  
顧問の項目追加変更）
- 10.平成21年5月1日 大阪府知事一部変更認可（学校法人名変更）
- 11.平成21年12月15日 大阪府知事一部変更認可（第4条、第5条、第6条、  
第13条、第21条、第23条一部改正）
- 12.平成23年9月30日 大阪府知事一部変更認可（第4条の（2）星翔中学校の  
条項の削除）
- 13.平成31年4月1日 寄附行為一部変更届（学科名称変更 電子工学科⇒コミュ  
ニケーションシステム工学科）
- 14.令和2年4月1日 改正寄附行為施行（私立学校法改正による改正）
- 15.令和4年6月10日 寄附行為一部変更（第4条第1に（2）関西ドローン  
大学校 専門課程 ドローン科 を設置）
- 16.令和4年10月11日 寄附行為一部変更（第4条第1の（2）を削除）